

大森第五小学校PTA個人情報取扱細則

- 第1条 この細則は大森第五小学校PTA（以下、「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適切かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。
- 第2条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本細則に基づき、本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなうものとする。
- 第3条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述により個人を特定できるものをいう。
- 第4条 本会における個人情報の管理者は会長とする。
- 第5条 本会における個人情報の取扱者は実行委員会委員、及び学年委員会、選考委員会とする。
- 第6条 個人情報の管理者、及び取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。
- 第7条 円滑なPTA活動をおこなうために以下の情報を取得することがある。ただし、個人情報を取得する際は、あらかじめその利用目的を明示しなければならない。
1. 会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス・生年月日）
 2. 会員の子どもの氏名・クラス
 3. 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真
- 第8条 取得した個人情報は以下の目的のためにのみ使用する。
1. PTA活動に必要な連絡網、および名簿の作成
 2. 各行事の案内、参加募集等
 3. 資料等の送付
 4. 役員・委員選出
 5. その他、PTA活動に関わる諸連絡
- 第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第8条により特定された利用目的の範囲を越えて個人情報を取り扱わないものとする。
- 第10条 個人情報が記載されたいかなるもの、および個人情報が記録されたいかなるデータも、管理者または取扱者が鍵付きの部屋、鍵付きの保管場所に保管し、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第11条 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体にパスワードを設定する。また、ネット環境に接続された情報端末を利用する際はウィルス対策ソフトを導入するなどし、適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、データにパスワードを設定するなどして適切に扱うものとする。

- 第12条 個人情報とは次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。
1. 法令に基づく場合
 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要が有る場合であり、本人の同意を得ることが困難であるとき
 3. 公衆衛生のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 4. 国の機関、若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をきたす恐れがあるとき
- 第13条 本会は大森第五小学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下のとおり共同利用することがある。
1. 利用する項目：第7条で定めるとおり
 2. 利用する範囲：大森第五小学校と本会
 3. 利用目的：第8条で定めるとおり
 4. 管理者・責任者：第4条で定めるとおり
- 第14条 個人情報を第三者（第12条第1項から第4項、および都、区役所を除く）に提供するときは、事前に対象者の同意を得なければならない。
また、次の項目について記録を作成し保存しなければならない。
1. 第三者の氏名
 2. 提供する対象者の氏名
 3. 提供する情報の項目
 4. 対象者の同意を得ている旨
- 第15条 第三者（第12条第1項から第4項、および都、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存しなければならない。
1. 第三者の氏名
 2. 第三者が個人情報を取得した経緯
 3. 提供を受ける対象者の氏名
 4. 対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は不要）
- 第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 第17条 個人情報を漏洩（紛失を含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告しなければならない。

第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応するよう努める。

第20条 本細則は実行委員会の議を経て、委員会出席者の過半数の賛成によって改廃することができる。

附則

1. この細則は実行委員会の2分の1以上の賛成がなければ改正することができない。
2. 改正の結果は、すみやかに全会員に報告しなければならない。
3. この細則は、令和3年1月1日より実施する。
この細則は、令和5年3月15日より実施する。